御嶽山火山防災協議会 平成 29 年度活動計画 (案)

御嶽山火山防災協議会は、関係機関が連携して継続的な活動を行い、また、 必要に応じて随時、協議会を開催することで、火山活動に関する情報の共有を 図るとともに、必要な防災体制の構築を行う。具体的には、平成 29 年度におい て、次のとおり事業を実施する。

1. 「御嶽山火山防災計画」の改正

・噴火時に影響を受ける地域住民や御嶽山及びその周辺を訪れる住民・登山者・ 観光客の一連の警戒避難計画の整備について協議し、これらの避難計画を盛り こんだ「御嶽山火山防災計画」の改正を行う。

2. 火山防災訓練の実施

- ・火山活動が活発化した場合の防災対応について、「御嶽山火山防災計画」等に定める、関係機関相互の情報伝達方法や情報共有の方法について、訓練を通じて検証する。(実施時期:6月末)
- ・併せて、協議会構成機関が役割を認識し、連携して迅速かつ的確な対応ができるよう、両県の実情に対応した防災訓練を実施する。

3. 登山者・観光客の安全確保対策の検討・実施

- ・現地視察や火山防災訓練の結果等を踏まえ、登山者・観光客の安全確保対策 (情報伝達手段・避難誘導方法・避難施設の整備の在り方・入山規制情報の広報等) や、その運用について、より具体的な検討を行う。
- ・特に、登山者・観光客の安全を確保するために必要となる避難施設について は、専門家からの助言を受けながら検討する。
- ・協議が整った対策については、協議会あるいは各構成機関が実施する施策に 反映させる。

4. 火山防災教育の推進

・地域における防災力向上のため、住民や登山者等を対象として、火山防災に 関する知識の啓発に努め、御嶽山の火山活動や火山防災を理解するための学習 会を実施する。

5. 継続的な現状把握及び情報の共有

・御嶽山の現状を継続して把握するとともに、必要に応じて随時、協議会や幹事会を開催し、平常時から情報の共有を図る。また、異常が観測された場合には、協議会構成機関への迅速な情報提供を行う体制を整える。